

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年12月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年12月5日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年12月5日 午後1時10分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長 (熊本地震事業対策班長)	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	農業委員会事務局長	田口求

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 12 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 13 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第 94 号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 95 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 96 号 阿蘇市ユースホステル条例の廃止について
- 日程第 6 議案第 97 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 98 号 阿蘇市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 99 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 100 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 101 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 102 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 103 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 104 号 平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 105 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 106 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- 日程第 17 陳情第 1 号 農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 提案理由の説明
- 日程第 2 報告第 14 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第 108 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

追加議案が提出されておりますので、追加議案等の取り扱いにつきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果についてご報告をいたします。

先日の議会運営委員会で総務部長より追加議案が出るかもしれないということで、それは認めるということで本日の報告になります。本日、追加議案が提出されましたので、本日の日程に追加を行い、質疑の後は所管の委員会に付託することといたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 追加議案等の取り扱いにつきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、追加議案等の取り扱いにつきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第12「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました報告第12号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案集の1ページ目をお願いいたします。本件は、平成27年7月16日、阿蘇市車帰において発生した車両の物損事故については、平成28年10月17日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2ページをお願いいたします。市は次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定

する。

1、損害賠償の相手につきましては、運転者を甲としております。所有者を乙としております。保険契約書、所有者代理人を丙としまして、契約保険会社を丁としております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

2番目の事故の詳細としまして、平成27年7月16日、午前2時ごろ、阿蘇市車帰市道黒岩碎石場線において、甲の運転する車両が道路を通行する際、コンクリート舗装のひび割れによる轍にフロントバンパー及び底部が接触。乙の所有する車両に損害を与えたものであります。

損害賠償の額としまして、所有者であります乙が国外に勤務しているため、本件事故に係る一切の権利を丙に委任し、丁が丙に対し保険代理した損害額51万円のうち市は丁に対し10万2,000円を支払うこととなっております。市の過失割合は2割でございます。これにつきましては全国町村会の総合賠償保険から全額支払います。

和解事項としまして、本件事故に関して、今後市と甲、乙、丙、丁との間に裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するということになっております。

若干補足説明をさせていただきます。本件事故の場所につきましては、車帰地区東側の市道の石車帰線から碎石場へ上っていきます市道黒岩碎石場線の急な上り坂の交差点付近でございます。道路の状況は、幅員3m程度の、通常はダンプカーなどの碎石場利用者や地元住民の一部しか利用しないコンクリート舗装の道路でございます。今回の被害者につきましては、阿蘇を観光で訪れた際に深夜、道に迷いまして、二重の峠に向かおうとしてカーナビの地図を見ながら本市道へ迷い込んだということで、道路舗装が通常碎石場のダンプカーとかが通る道路ですので、コンクリート舗装に轍があった上に、車両がミニクーパーといえます外車でございます。車高が低めであったため、車両下部のオイルパン等を破損し、走行不能となったものであります。事故発生は1年以上前のことでございますが、先ほど言いましたように運転者等、車両所有者、保険契約者がそれぞれ違うため、協議に時間を要しました。さらに、相手方の主張について当方とかなりの隔たりがありましたため、熊本県町村会が弁護士に依頼し、今まで協議を重ねてまいったものでございます。その結果、市の道路管理に一部の瑕疵はあるものの、通常、一般車両が頻繁に利用する道路ではなく、運転者の責任において道路状況に応じた適切な運転をすべき注意、義務があるとのことから、損害額のうち2割を市の過失とし、8割を相手方の過失として賠償する今回の和解となったものでございます。当初、相手方の主張は市の過失10割というようなことで請求をされておりましたが、双方の保険会社及び弁護士が入った中で今回このように市にとっては有利な形の和解ということになりました。

以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

ただ今の説明、よくわかりました。わかればわかるほどですね、何で2割も過失があるか。完全に運転者のミスじゃないですか。間違っただけで入った道路に、そして自分の車の状況もわからずに突っ込んで傷んだから補償せいと、そういうのにはもう2割も払う必要はないと思います。

○議長（藏原博敏君） 答弁は要りませんか。

○13番（五嶋義行君） 要りません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第2 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、報告第13「専決処分の報告について」を議題といたします。

地震事業対策班班長の説明を求めます。

地震事業対策班長。

○熊本地震事業対策班長（下村裕二君） ただ今議案としていただきました報告第13号、専決処分の報告についてご説明いたします。

提案理由は、本件は平成28年6月28日、阿蘇市的石において発生した公用車の物損事故について、同年11月1日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条2項の規定により報告するものであります。

4ページをご覧くださいと思います。事故の概要でございます。損害賠償の相手は、甲、運転者と乙、所有者会社でございます。

事故の詳細でございます。本件は、平成28年6月28日午後4時10分ごろ、阿蘇市的石の557番地付近交差点、市道の石車帰線の石的公民館入口交差点であります。熊本地震によりまして被災した建物の現地調査のため、熊本地震事業対策班職員が運転する公用車が右折する際、甲の運転する車両が後ろから公用車を追い越そうとして接触して起きた事故でございます。

損害賠償の額、甲は市に対し16万5,700円を支払う。市の損害額23万6,714円、甲の過失割合7割。市は甲に対し3万8,280円を支払う。甲の損害額12万7,600円、市の過失割合3割。全国町村会の総合賠償保険から支払うものであります。

和解事項、本件事故に対して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議を申し立て及び請求を行わないことを確認いたしております。

以上、審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第3 議案第94号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、議案第94号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明をもとめます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第94号、阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案集の5ページ、6ページとなります。

まず、提案理由でございますが、本件は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、6ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例第2条には、実費弁償として、市は次に掲げる者に対し実費弁償を支給するという条文がございます。1号から11号まで、その対象となるものを列記しているものでございます。この中で、第8号、公職選挙法に関する規定につきまして、農業委員会法の法律の改正によりまして、根拠条例が変わったために条例を改正するものでございます。

まず、8号の公職選挙法の中にごございます括弧書きを削除いたします。それから、第9号といたしまして、農業委員会等に関する法律第35条第4項の規定により、阿蘇市農業委員会の要求に応じて出頭したものに対して費用弁償を支給するという改正でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより、議案第94号から議案第107号までの議案は、ご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件につきましては、質疑をご遠慮願いたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第95号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第95号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第95号、阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例

の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、本件は阿蘇サイクルツーリズムを推進するため、条例の規定を整備し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、9ページをお願いいたします。

まず、改正後でございますが、第1条の自然公園法10条の第2項という文言が上位法の改正に伴いまして改正されております。それと、第5条4項の「市長は公益上その他必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、または免除することができる」これは、改正前のものをわかりやすく説明したものでございます。それと、下の別表第1でございまして、金額の変更はございませんが、先ほど申しましたサイクルツーリズムということで自転車の取り扱いが明確になっておりませんでしたので、改正後のものにつきましては「自転車」と明記いたしまして、無料という表記を行っております。

説明については以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第96号 阿蘇市ユースホステル条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第96号「阿蘇市ユースホステル条例の廃止について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第96号、阿蘇市ユースホステル条例の廃止について。

提案理由といたしましては、本件は阿蘇市ユースホステルが熊本地震により被災したため、これを廃止したいので、本条例を提出するものでございます。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。

このユースホステルというのは、50年代の施設だったと思うんですが、私も行ったことございませんけれども、これ面積にどれぐらいの敷地なのか。それから、壊れたということで今後取り壊しとか、公費による解体をやられるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、土地の面積からお知らせします。2,721㎡で821坪でございます。建物は鉄筋コンクリート2階建てで607㎡、184坪でございます。

それと、今後については、総合的に判断をいたしまして、51年が経過し、老朽化が進んでございまして、これまでも、被災前にもですね、老朽化に伴う雨漏り等があったので

で、一応売却を検討しております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 竹原祐一です。

これ売却ということであれば、どういう形で売却されるのか、その辺がもし分かればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 公有財産でございますので、公売を基本としております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第97号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第6、議案第97号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。

ただ今議案とさせていただきました議案第97号、阿蘇市体育館等条例の一部改正についてをご説明いたします。

資料の13ページ、14ページになります。

提案理由でございますが、本件は阿蘇市一の宮武道場が熊本地震により被災したため、これを廃止したいので本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、14ページの比較対照表をご覧くださいと思います。

別表第1、上から4行目になりますけれども、阿蘇市一の宮武道場の項目を削除いたします。それから、下の方にいきまして別表第2の2になります。武道場関係という表記のところを武道場に改めます。それから、一番下になりますけれども、阿蘇市一の宮武道場の項目を削除するものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

先日、取り壊されましたけれども、今後は今までみんな利用されていた人が多数おられましたけれども、今後建て替えの予定とかはございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、本県につきましては利用者が多数おられました関係上、本年の5月に関係者を、柔道、それから剣道、それから地元の区長さ

ん、老人会、いろいろ阿蘇道場を使っていたいただいた方々にお集まりをいただきまして、解体する件についてのご説明、それから今後の利用についてということでご説明をさせていただきました。その中におきまして、今のところ建て替えについては計画がないところでご説明をさせていただいております。ただ、皆さんいろいろ道場を使っていたいただいておりますので、道場につきましては代替え施設というところで、一の宮におきましては一の宮中学校の武道場、体育館の中にありますけれども、剣道、柔道使っていただくようにご理解を、説明をしたところでございます。それから、阿蘇地区につきましては、以前からございますが阿蘇体育館の横の武道場ということで、剣道場、武道場を使っていただくような形のご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第98号 阿蘇市文化財保護条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第7、議案第98号「阿蘇市文化財保護条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今議題とさせていただきました議案第98号、阿蘇市文化財保護条例の一部改正についてをご説明させていただきます。

資料の15ページから19ページになります。

提案理由でございますが、本件は条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

17ページからの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、目的、第1条のところでございますが、上から3行目になります。第98号という条項がございますが、これを第182条に改めます。それから、第5条、下の方にいきまして3項のところ、3項の4行目になりますけれども、第20条を第4号に改めます。それから、18ページになりますけれども、一番上、第7条「所有者が変更した」というところを「所有者に変更があった」というところに改めております。それから、第18条関係でございますが、6項の2行目になりますけれども、「56条の3」とありますところを「第71条」に改めます。それから、その2行下になりますけれども、「指定があったとき」の次に「又は県条例第20条の規定による県指定無形文化財の指定があったとき」を加えております。その下、24条の2項になりますけれども2行目「56条の10」とありますところを「78条」に改めております。それから、その2行下、「指定があったとき」の次に、「又は県条例第27条の規定による県指定民俗文化財の指定があったとき」を加えております。それから、一番下になりますけれども27条関係、「56条の21」とありますところを「91条」に改めております。19ページの一

番上になりますけれども、「59条の9」とあるところを「77条」に改めております。それから、その次、「保護委員会」という表記のところを「文化庁長官」というところに改めております。その次の項目のところで「及び」の次に「県条例第37条で準用する」を加えております。第29条関係でございますが2項のところ、2行目になりますけれども、「69条」を「第109条」に改めております。その4行下「熊本県指定」とあるところを「熊本県」を削除して「県指定」というところに改めております。

以上、ご審議方、よろしく願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第99号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第8、議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます別冊1になります。議案第99号、平成28年度阿蘇市一般会計補正予算、今回で第5号になります。これにつきましてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条になりますが、既定の予算総額に33億1,626万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ315億402万6,000円といたしております。

6ページをお願いいたします。繰越明許費になります。第2表繰越明許費につきましては、熊本地震による災害復旧事業を中心に、平成29年度へ繰り越して使用できる現時点での限度額を計上いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。歳入になります。一番上になりますが、款10 地方交付税の特別交付税、今回減額をいたしております。この分につきましては、災害廃棄物処理費の財政措置が地方債に変更となったためでございます。詳しいことは歳出にもありますので、そのところで説明をいたしますが、歳入全般につきましては国・県補助金、それと市債、歳出と関連がありますので、主なものは歳出の欄で説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。一番上になります。款14 国庫支出金、目3 衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業補助金、これにつきましては、損壊家屋の解体処理費等の増額によりまして2億2,651万3,000円を追加して計上させていただいております。

次に、同じページの目9になります。災害復旧費国庫補助金の公立社会教育施設災害復旧費補助金の2億2,444万9,000円につきましては、あびかの陸上競技場の災害復旧費用の増額に対する分でございます。この分につきましても、詳細は歳出の項目で説明をいたします。

14ページをお願いいたします。14ページの中段になります。款15 県支出金、目1 総務費

県補助金の阿蘇火山活動等降灰対策臨時交付金につきましては、阿蘇山噴火に伴います降灰等の除去に関する経費の2分の1を県補助として交付されるために今回計上をいたしております。

15 ページをお願いいたします。農林水産業費の県補助金の主なものにつきましても、歳出項目で説明をいたします。

16 ページをお願いいたします。基金でございます。款 18 繰入金につきましては、今回財政調整基金を5億円、減債基金を減額の4,500万円戻し入れるものでございます。なお、財政調整基金につきましては、災害関係の補助金、それと特別交付税の確定等により、今後3月補正以降に補正予算で財源調整することがございますので、ご了解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、その下の繰越金でございます。款 18 繰越金につきましては、平成27年度からの純繰越金、この分の確定に伴いまして、差額の3億1,645万4,000円を今回増額して計上いたしております。

17 ページをお願いいたします。上から2段目になります。款の20 諸収入、目1 雑入の高齢者センター等補償費1,393万3,000円につきましては、古城地区になりますが県道内牧坂梨線の改良工事が高齢者センターの敷地、それと付属建物にかかりますので、その補償費として支払われるものでございます。この歳入につきましては、平成28年度、今年度に一括して納入されますが、歳出、事業につきましては今年度と来年度の事業となります。

次の市債につきましては、歳出の欄で詳しく説明をさせていただきます。

22 ページをお願いいたします。歳出になります。一番下の段になります。款3 民生費、それと目8一の宮高齢者センター管理費の予算につきまして、先ほど歳入の欄で説明いたしましたが、県道改良工事に伴う補償工事として、今年度分の工事費で、車庫等の移転工事になりますが、これらの関係費用を計上いたしております。

24 ページをお願いいたします。項2 児童福祉費、目3 児童運営費になります。その中の負補交で、保育所等施設整備補助金、これは宮地保育園分になりますが、今回、国庫補助金が2,842万6,000円増額になったことに伴いまして同額を追加して補助するものでございます。

次に、同じページの下の段になります。款4 衛生費、目1 保健衛生総務費の病院事業会計繰出金（災害分）でございますが、この分につきましては6月議会、9月議会におきまして計上させていただきましたが、今回、公営企業で直接一般単独災害復旧事業債を借り入れることになったため、歳入歳出それぞれ全額を減額しております。

25 ページをお願いいたします。目12 水道費になりますが、繰出金の300万円の増額、この分につきましては、事業を行っております波野の坂の上地区の簡易水道施設整備事業分でございます。この分の財源につきましては、過疎債という形になりまして、一般会計で借りて水道に繰り出すという形になります。

その下の災害分の2億円につきましては、先ほどの病院事業と同様に公営企業で直接借り入れることになったための全額の減額ということになります。

次に、目14 でございます。災害廃棄物処理費につきまして、今回、損壊家屋分という形で

4億5,302万7,000円を増額いたしております。主に損壊家屋の解体、それと撤去費の増加に伴う分でございます。なお、従来の財源措置、損壊家屋の撤去費、それと災害廃棄物の処理費、これらの関連経費の2分の1が国庫補助、この分は変わりません。ただ残りの2分の1の8割が従来特別交付税という形になっておりましたが、国の取り扱い変更によりまして、残りの2分の1の分ですね、この部分の全額が災害対策債という形に変更になりましたので、歳入で出ておりますが、市債を増額という形に取り扱っております。その市債の交付税措置額は95%です。従いまして、元の制度では約10%が市の負担、自治体負担でございました。今回の制度に伴いまして、市の負担は、これは後でまた追加分もございますが、0.3%から2.5%になります。これは、東日本大震災よりも負担は大きいですが、阪神淡路大震災よりも負担が少ないというような、その間になります。

次に、款5農林水産業費、目3農業振興費の負補交でございます。その分の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金につきましては、今回、申請に基づきまして総事業費43億円に対しての国・県・市分を増額して計上いたしております。全体の財源といたしましては、27億5,000万円が国・県の補助金です。約7億8,000万円が市の負担となっております。なお、この7億8,000万円分の再建分につきましては70%、それと建物の撤去分の80%は、後で特別交付税として措置される形になっております。これは、3月交付の特殊事情分に加えられるという形になっております。

次に、同じページの一番下になりますが、担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、農業用機械や施設を導入する事業の補助となります。なお、この分につきましては、全額国庫補助という形になります。

26ページをお願いいたします。下の段になります。目13畜産振興総合対策事業費の畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業補助金につきましては、事業主体は阿蘇地域肉用牛クラスター協議会でございます。この分で施設及び設備の整備に要する費用を助成するものでございます。今回、1億2,495万9,000円を増額いたして計上いたしております。なお、財源といたしましては、この分も全額国庫補助という形になります。

30ページをお願いいたします。教育費になります。真ん中より少し上になりますが、30ページ、款9教育費、目1小学校費の工事請負費でございます。今回、階段昇降機設置工事という形で1,010万円を計上いたしております。この分につきましては、平成29年度、内牧小学校と阿蘇小学校に車いすでの移動が必要となる児童が入学されることから、今回新たに設置するものでございます。

31ページをお願いいたします。目2の体育施設費でございます。その中で、アゼリア21プール室上部壁面修繕工事につきまして減額をいたしておりますが、この分につきましては地震前、もちろん当初予算で修繕工事としてもともと予定をしておりましたが、今回の地震でその修繕工事も含んだ形で被害に遭っております。そのことから、災害復旧費でこの工事を終わりましたので、今回この分を減額という形を取らせていただいております。

次に、災害復旧費の項2の農林水産業施設災害復旧費と、その下の段ですね、項3公共土木施設災害復旧費につきましては、今回真ん中にあります財源内訳という欄がございますが、

この分につきまして変更させていただいております。従来、事務費、いわゆる設計委託等ですね、この分につきましては国の財政措置がまだ未確定でございましたので、予算上は一般財源で計上いたしておりました。ただし、現年補助災害分、それと一般単独災害分としての起債が可能となったため、今回財源を組み替えて計上いたしておりますが、この財源につきましても年度内にすべて終了する分、それと平成29年度へ繰り越す分につきましては、この起債の充当率、そういう部分が変わってきますので、今後補正等で増額、減額という形が発生いたします。最終的に、補正での財源調整をすることが出てまいります。

次に、32ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費、この分のうちですね、阿蘇西小学校分につきましては、それぞれすべて減額いたしまして、阿蘇西小学校校舎等災害復旧工事として集約をしております。なお、集約後2,000万円ほど増額になっておりますが、その理由といたしましては、浄化槽の破損が新たに判明したため、その復旧費の増額でございます。財源につきましても、補助対象が委託費を含めて増加したため、今回増額して計上いたしております。

最後に、33ページをお願いいたします。目3保健体育施設災害復旧費の農村公園あびか災害復旧工事、今回3億5,667万2,000円を増額して4億4,822万9,000円といたしておりますが、この部分につきましては、あびか施設内の復旧費と、それと特に大きな部分は陸上競技場、この分の全天候型トラックの被害についてでございます。この部分につきまして、担当課で国と協議を重ねた結果、全面張り替えの復旧が補助対象ということが認められましたので、今回改修費用を増額して計上いたしております。なお、財源といたしましては、3分の2が国庫補助、残りが災害復旧債という形になります。

以上、議案第99号につきまして、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番、河崎です。

ただ今、19ページ、繰入金についても説明がありました。それと関連して、産業廃棄物関係で市債の説明もありましたけれども、1ページの歳入ですね、2ページの歳入を見ますと、3ページの市債を21億円ちょっと借り入れておりますけれども、私から見ればですよ、ちょっとまた違う質問になるかもしれませんが、この繰入金をさらに減らしてでも市債を減らした方がいいんじゃないかならうかと思っておりますけれども、交付率の問題等もあるかと思えます。また、補正もあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えいたします。

若干触れましたが、災害復旧債につきましては、もともと特別交付税措置、今回、熊本県内ですね、ごみの大きかった21市町村につきましては特別交付税措置から今回の災害対策債の発行要件を満たす市町村という形になりましたので、こちらに切り替わりました。もちろん、借金はできるだけ少ない方がいいんですが、特別交付税がもうこの分につきましては来ないということがわかっておりますので、残りのごみが40億円とするならば20億円をす

べて一般財源で賄うということは不可能でございます。従いまして、制度上、国が決めたこの災害復旧債を使うということは致し方ないと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。2点質問をいたします。

24ページの保育所等の整備補助金ですけれども、宮地保育園、この事業費が総額いくらかという答弁ができればお願いしたいと思います。

それから、次の25ページになりますけれども、先ほど経営体育成支援補助金で市の負担が7億8,000万円ぐらいになるということで、その中で3月に特別交付税ということで返って分があるという説明ですけれども、大体どれぐらいの金額になりそうかというのがわかればお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

1点目のご質問、24ページの負補交でございます。宮地保育園が今年度園舎の新築に取りかかるんですけれども、一応事業費につきましては約2億6,000万円と伺っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） これはあくまでも措置上の額でいきますと5億5,000万円前後。解体が少ないんで、ほとんど機械の購入と、それと畜舎・納屋等の新築になりますので、交付税措置は約7割がほとんどになってまいります。この分は、おそらく3月の議会が終わるか、終わらないごろに額が確定いたします、3月分は、従いまして、5億円前後が入ってくればもちろんいいんですが、ただ前申し上げたと思いますが、特別交付税、交付税の6%と決まっておりますので、1兆円を全国で分けるという形で、日本国中災害もあっておりますので、できるだけ確保できるように今後も動いていくと思っております。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 谷崎です。

先ほどの特別交付税の振り替えの件で、もう一つお聞きしたいんですけれども、結局は交付税で今年来る予定だったのが災害対策債になって、来年に振り分けるということで、お金を借り入れてきますので、特別交付税が来ない分は借りてくるということで、現金資金繰り的には変わらないと思うんですが、もともと当初予算で20億円の一時借り入れの枠ができていたと思うんですが、そのお金については現在足りているんでしょうか。どれぐらい使っていて、どのぐらい戻っているんでしょうか。そのことも含めてお伺いします。この対策債は2.5%ということですが、そのときに負担金が2.5%ということですけど、債権ですから当然金利が尽きますけど、その金利まで見てくれるのか。そのことについてお尋ねします。

それと19ページの地方バス運行特別対策補助金150万円ですね。これについては、これは何なのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず資金繰りでございますが、今のところ一時借入れ、20億円については一借りは行ってないと思います。ちょっと会計課でないとわかりませんが。ただ、交付税につきましても通常の交付税、普通交付税の分は早めに申請をして納入をいただいておりますし、各補助金につきましても概算払いという形でいただくような形になっております。ただ通常ですね、災害がない年も2月、3月に資金繰りに厳しくなっておりますので、このときどうなるかという形になってまいりますので、その分については会計課と十分調整しながらやっていきたいと思っております。

それと、先ほど言われました金利も含めた形ですね、100%充当で95%が交付税措置という形になりますが、毎年の元利償還金が対象になりますので、利息も含むという形になります。

それとバスですね、バスにつきましては、基本的に産交、いわゆる路線バスの利用者の減、そういう部分が震災の影響でありましたので、全体的な系統分の運営費の追加補助分でございます。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、このバスの件ですけれども、具体的に150万円するから、増えるから何か新たなことをするというわけじゃないわけですかね。わかりました。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

2点だけ、ちょっとお聞きします。14ページの浄化槽の補助金が衛生費県補助金ということで増えていますけれども、これは震災による増え方、それとも元々の予算がこういう形で補助金が増えたのか、その辺をちょっとお伺いしたい。

それと、27ページ目17ですね、その中の節15で工事請負費という形で、この2つの物件に対して補修工事が上がっていますけれども、この補助金の交付の要綱ですね、わかればお願いしたいと。それと同時に、この場所ですね、それをちょっとお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 住環境課からです。

14ページの合併処理浄化槽の設置事業の補助金の増額については、おっしゃるとおり地震災害に対する補助の県の交付額の増額ということです。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 27ページ、ご説明します。

この工事請負費については、市の施設である地域改善のガラスハウス、それから畜舎についてはその周辺、同じところにありますところの部分です。これにつきましては、噴火に伴う石、噴石で上のガラスハウスが524枚破損しまして、修繕を必要とします。

それから、下についても、屋根スレート葺き等について修繕ということで、これにつきましては共済が約15%ぐらい出ますけれども、それ以外は市の単独で行います。

それから、先ほどの補助金のことを言われましたが、この項目に927万5,000円の補助金がありますが、これはこの施設とは別ですね、はな阿蘇美の裏にいちごの施設がございます。これも市の施設でございますが、これは前回の補正の中で約1,900万円程度の工事を上げていました。これについては、当初上げたときに補助事業はないということですね、全部市の単独での工事ということで予算を確定していましたが、どうしても市の施設であるものの、やっぱり補助の対象にしてほしいということでこれまで県と立ち会った中で半分の補助ができましたので、今回、財源の変更ということで上げさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私のちょっと勘違いかもしれませんが、このハウスの工事請負費、これ地域改善事業ということでやられておるということで今答弁されましたけど、この地域改善事業というのは、これは築年数から言えばですね、何年ぐらい経っているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

まず、ガラスハウスにつきましては、昭和63年度の小規模零細地域対策事業ということで建設をしておりましたので、もう耐用年数、既にかなり経過をしております。

それから、もう一つの畜舎につきましては昭和55年から56年にかけて行っておりますので、これも非常に年数経っております。これについても補助事業で建てたものですから、県には一応相談はしましたが、今のところ補助がないということで今回単独での工事となります。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 18ページの道路新設改良費です。工作物電柱等移転補償費というのは、多額の金がかかっていますが、これはどこを、どの場所でやられるのか。

それから、32ページの西小学校の校舎等の災害復旧工事ですが、これなぜ集約をしたのか。それを伺います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にありました28ページの道路新設改良費の中の補償補填及び賠償金でございますが、これにつきましては今回1億2,550万7,000円補正しましたのは、市立病院線の補償物件でございます。現在、平成26年に契約をいたしまして、なかなか移転先が決まらないということ、現在事故繰越の手続きをさせていただいておりますが、一応予定地もほぼ決まりまして移転の運びになっており、移転の期間がやはり6カ月以上かかるということで、今から着工しましたもちょっと事故繰越の期間内に終わらないというようなことで、先方と相談をいたしまして、今回新たに予算をまた計上させていただいて、同じ金額、同じ条件という形で新たに契約をし直しまして、現在26年に契約している内容を今年度、平成28年度契約、なおかつ明許繰越で繰り越して来年度までに終わらせるということで今回予算措置をさせていただいたものでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問がありました阿蘇西小学校の予算関係につきましては、今回浄化槽に亀裂が発見され工事費を追加する必要があったことで予算が2,000万円上がっておりますけれども、校舎とプールと外構ということで、来週、12月12日に災害査定を受けていく予定です。今後の災害復旧の工事の進め方において、それぞれの工事を分けて発注するのか、あるいは一本化でいったほうがよいのか、その辺を臨機応変に対応できるようにするために予算の一本化をしておきながら、その後、災害査定を受けた段階でどういう形でやっていくかということ早期に進めていくことも含めてですね、対応できるように予算の一本化をしていきたいということで今回上げております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 病院線の事故繰越ですけれども、私の考えでは事故繰越で今年度できなければ、また来年度に新たにその予算をつくるというのが原則じゃないかなと。事故繰越で、それができそうにないから、もう今年度から予算を立てて来年度に繰り越すということがちょっとおかしいんじゃないかなという気がしております。

それから、学校については、この集約というのが、私は契約を一本化するかということであれば可能なかもしれませんが、どうも納得いかないのは、契約上の問題でもないのにこうしたのが納得いきませんが、これはこれでやむを得ないと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 先ほどの病院線の補償につきましては、非常に遅れていることがまず原因でございまして、用地の選定に手間取ったという部分がございます。本年度、新たな用地が見つかりました関係で進めようとしておったところに熊本地震が起きまして、相手方がかなりほかの施設で被災をしているということで若干手続きにいろいろ遅れが生じまして、今から着工するにつきましても年度をまたぐような形になりますので、工事が難しいということがございまして、あくまでも事故繰越の期間内ではございますが、今回新たな補償契約に変えるということで、そのまま年度をまたいだ工事を行って、なるべく来年度早々に移転が完了するようということで今回あえて予算を上げさせていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まだ一本化することじゃなくてですね、それぞれの工種に分けて発注するか、一本化した方がいいか、災害査定を受けた段階です、その後の発注がどういう形がよろしいかというのを十分検討した上で早期に完成できるような形を取っていききたいということで今回一本化をしていくものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第100号 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第100号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

資料別冊2をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第100号、平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、12億9,990万円といたしております。

5ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款8市債、目1下水道事業債につきましても、借入れが工事完了後となりますことから、9月に完了いたしました平成27年度からの繰越工事の借入れ等によりまして精査を行い、下水道事業債を60万円増額するものでございます。

次の6ページをお願いいたします。歳出でございますが、款2事業費、目1下水道事業費につきましても、本年度予定しておりました民地の用地取得に關します分筆登記委託及び土地購入を次年度以降といたしましたので、その節にあります13委託料の50万円、それと節17公有財産購入費50万円、それぞれ減額するものでございます。

一番下の表でございますが、款5災害復旧費、目1下水道施設災害復旧費につきましても、汚水管の断裂被災箇所などを仮設ポンプ等により応急復旧をしておりますけれども、本復旧工事が長期化し、完成の遅れが見込まれますので、仮設に要します光熱費等を含めまして79万3,000円を追加計上するものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第10 議案第101号 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 101 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 101 号、平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 3 号補正でございます。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 44 億 9,111 万 6,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 6 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金といたしまして 57 万 8,000 円を増額しております。こちらにつきましては、10 月からの社会保険適用拡大に伴う再計算による額の変更でございます。社会保険への加入対象が、これまで週 30 時間以上の労働時間ある者としてだったんですけれども、従業員が 501 名以上の企業・団体については、週 20 時間以上の者に対象が広がったということに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費におきましては、先ほどの歳入の補正分、前期高齢者交付金 57 万 8,000 円をこちらに充当します関係で、その分の財源を組み替えしております。

続きまして、款 3 後期高齢者支援金等、それに次の款 4 前期高齢者納付金等、さらに款 6 介護納付金、その 3 点につきましての補正につきましては、いずれも診療報酬支払い基金へ納付するものでございます。先ほど歳入でもご説明申し上げたとおり、社会保険の適用拡大に伴う額の変更による補正でございます。

6 ページをお願いいたします。款 7 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金につきましては、894 万 1,000 円を増額しております。こちらにつきましては、高額医療費共同事業の財源といたしまして、国民健康保険連合会に拠出するものでございます。県内全域での高額医療費が増大していることの影響によるものでございます。

一番下段の款 11 予備費につきまして 605 万 8,000 円を減額し、歳出合計補正といたしまして 57 万 8,000 円の増となりました。

説明につきましては以上でございます。ご質疑のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第 11 議案第 102 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 102 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 102 号、平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 3 号補正であります。

第 1 条、既定の予算総額にそれぞれ 245 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 32 億 8,416 万 4,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。こちらにつきましては、款 4 国庫支出金及び款 5 支払基金交付金、款 6 県支出金、款 8 繰入金につきまして、それぞれ地域支援事業関係でございます。

詳しくは歳出でご説明したいと思いますが、この地域支援事業の見直しによりまして財源の調整を行っております。その結果といたしまして、一番下段の一般会計繰入金につきましては 125 万円の減額をすることとしております。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 段目の款 1 総務費、目 1 計画推進委員会費につきまして、270 万円を減額しております。これにつきましては、一番下段の款 5 地域支援事業費、目 1 一般介護予防事業費へ組み替えをしております。こちらにつきましては、平成 30 年度にスタートします第 7 期の介護保険事業計画、こちらを策定するために本年度におきましてニーズ調査というものを実施いたします。その経費分を計上しているものでございます。

3 段目の款 5 地域支援事業費、目 2 介護予防ケアマネジメント事業費といたしまして 350 万円を増額しております。こちらにつきましては、本年度よりスタートしました総合事業、こちらについてのケアプラン作成料につきましては、国民健康保険連合会と地域包括支援センターに委託しております、その事業対象者が伸びていることによりまして増額補正としております。

次のページをお願いいたします。款 8 予備費につきまして、104 万 9,000 円を減額しております。歳出補正の合計といたしまして 245 万 1,000 円の増としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 103 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 103 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 103 号、平成 28 年度

阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございます。既定の予算総額が歳入歳出それぞれ 596 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,100 万 9,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 4 繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金といたしまして 596 万円を減額しております。

併せて歳出でございますが、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金で 596 万円を減額しております。こちらにつきましては、低所得者の方々に対する保険料を軽減しております。その軽減分につきましては、一般会計から繰り入れをし、広域連合に納付するものでございます。ちなみにその 4 分の 3 につきましては、熊本県が負担しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 104 号 平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 13、議案第 104 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただいま議題とさせていただきました別冊 6 になります。議案第 104 号、平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算（第 1 号）になりますが、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 3 万 8,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。最後のページになります。歳出になりますが、款 1 委員会費、目 1 諸費の日尾牧野組合への補助金 8,000 円につきましては、防災科学技術研究所への財産貸付に伴う分となります。

以上、議案第 104 号について、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 105 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、議案第 105 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議題とさせていただきました別冊7でございます。議案第105号、平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

7ページでございます。主な項目を説明させていただきます。収益的収入、款上水道事業収益、節他会計補助金、災害復旧債ですが、2,020万円を減額と、簡易水道事業収益の他会計補助金、こちらも災害復旧債980万円を減額しております。理由としまして、災害復旧費の起債は、従来交付税措置のある一般会計で借りていただき水道課で償還しておりましたが、水道企業会計でも交付税措置が認められましたので、6月に計上しました補正予算案、一般会計からの繰入金を減額いたしました。このことにより、既定の予算額に3,000万円減額し、合計5億5,386万5,000円としております。

続きまして、8ページでございます。支出、款上水道事業費、節会費負担金1,797万円増額しております。これは、地震災害に伴い応援に来ていただいた自治体が行いました漏水調査日及び復旧に係る経費等でございます。この費用は、災害査定に全額申請いたします。同様に、簡易水道事業費、会費負担金を197万円増額しております。このことにより、既定の予算額に2,244万円増額し、合計6億1,194万8,000円としております。

続きまして、9ページでございます。資本的収入、款上水道事業資本的収入、節企業債、上水道施設災害復旧事業、災害復旧債を9,520万円増額、その下の工事負担金9,520万円を減額しております。初めに申しました一般会計災害復旧債から企業債への組み替えでございます。同様に、簡易水道事業資本的収入につきましても、工事負担金、災害復旧債を7,480万円減額し、その下の企業債を7,480万円増額しております。

続きまして、一番下ですけれども、節の国庫補助金、波野地区坂の上送水管敷設替え工事交付金を447万円減額しております。補助率が4分の1内ということで当初4分の1の補助金を見込んでおりましたが、交付決定額が下回りました。減額の方は過疎債と簡水債を補填財源とし、それぞれ300万円減額しております。既定の予算額に153万円増額し、合計5億8,949万2,000円としております。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15 議案第106号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第15、議案第106号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 106 号、平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

別冊 8 をご覧ください。1 ページになります。第 1 条、今回第 3 号補正になります。

第 2 条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益費用ともに 72 万円増額させていただき、予定額の合計を 24 億 5,685 万円にしております。

第 3 条、資本的収入につきましては、目の変更をしておりますので、従いまして予定額の合計の変更はございません。

第 4 条、起債につきましては、後ほどご説明いたしますが、病院で起債の借入れをすることになりましたので、その起債の借入れの条件等を定めさせていただきました。

詳細につきましては、7 ページをご覧ください。

まず、収入になりますが、医業外収益の補助金といたしまして 72 万円を増額させていただきました。補助金は 2 本ありますが、どちらも県補助でございます。通勤困難医療従事者支援事業補助金につきましては、事業費総額を 72 万 6,000 円と見込み、2 分の 1 の 36 万 3,000 円を計上しております。認定看護師養成支援事業補助金につきましても、事業費総額の 71 万 5,000 円の 2 分の 1 ということで 35 万 7,000 円の補助金受け入れを予定しております。

次に、8 ページになります。支出の部でございますが、医業費用につきまして、まず給与費 986 万 1,000 円の増額をさせていただいております。主な内訳といたしましては、3 番看護師給料を 581 万 5,000 円増、これにつきましては、1 月以降、5 名程度の採用予定をしております。その費用でございます。

次に、7 番の医師手当として時間外手当を 215 万 9,000 円、9 番看護師手当等の中で時間外手当を 529 万 4,000 円どちらも計上しておりますが、これにつきましては震災対応とその後の患者増の見込みということで、医師と看護師につきましてそれぞれ時間外手当の不足が予測されますので、追加で計上させていただいております。

次に、14 番賃金ですが、こちらはマイナス 1,106 万 8,000 円ということで、当初予算の中で非常勤ドクターの非常勤医師の枠を少し多めに取ってございましたが、それが結果としまして枠が減少したこととですね、8 月末に波野診療所の三宅ドクターが退職されましたが、その分ということで減額をさせていただいております。

次に、材料費につきましては△2,398 万 1,000 円ということで減額をさせていただきましたが、薬品費、診療材料費、給食材料費共に増減はございますが、9 月末の実績を基に年間見込み額を計上させていただきました。

次に、経費でございますが、総額として 1,520 万 2,000 円の増額をしております。主な内訳は、6 番の光熱水費につきましては△334 万円の減額になっております。特に水道料におきましては、5 月分の減免で減額をさせていただいているところでございます。12 番賃借料といたしまして、収入で申し上げました通勤困難医療従事者宿泊費ということで、総額 72 万 6,000 円を見込んでおりますが、病院機能を維持するため病院で補助要綱を策定し、運用させていただくということで、冬季、積雪とか凍結で大津方面からの医療従事者の通勤が困難になった際の宿泊を病院で宿泊先を確保し、宿泊費用を負担するというので、そのうちの

2分の1は県補助が行われるということで予定しております。

9ページをお願いいたします。委託料になりますが、総額で1,505万1,000円の増額をしております。上から廃棄物の業務委託処理とか、6業務につきましてはそれぞれ震災後入院患者様の数が増えたことによりまして、9月の実績に基づき年間の見込額として増額の予定になっております。

中段の医療機器チェック保守料から多人数用供給装置・B粉末溶解装置保守と、これにつきましては、無償保守の期間が終了いたしましたので、費用化をさせていただいております。委託料の下から2番目になりますが、病院医療機能評価審査業務委託につきましては、事業管理者の意向もございまして、医療の質の向上及び経営改革のために取り組むということで委託料の計上をさせていただいております。

なお、最後の予備費につきましては、36万2,000円調整のために減額をさせていただきました。ということで、72万円の増額をさせていただいております。

次に、10ページです。資本的収入につきましては、一般会計でもご説明がありましたが、今回、公営企業に係る災害復旧費の取り扱いの変更に伴うということで、一般会計を通さず企業会計が直接起債借入を行うことになりましたので、目の変更をさせていただいております。総額には変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

2点お伺いします。

1点は、8ページの非常勤医師賃金の減額と、一番下の通勤困難者医療従事者宿泊費なんです。今回冬、通勤・通学のバスが、JRが冬休みの期間止めるという報道がありましたけれども、医療従事の先生も熊本辺りからあのバスに乗って通っているというのも聞きました。そういった関係上、バスが止まったから通勤できないとかいう場合には、ずっと宿泊し続けていいのか。そういったことに対する対応はどのようにされているのか、ちょっとお伺いします。

それともう一つは10ページの公営企業災害復旧事業債なんです。これは初めて聞いた言葉なんです。今までは、水道事業もそうなんです。交付税措置がないからということで一般会計でまず借りて、一般会計でお金を借りていたんですが、今回公営事業で借りるというのがあっていますので、それが法律によって変わったのか何か、運用で変わったのか。そういったところ、どういうふうに、何が違ってそうなったのか、わかる範囲で説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんです。非常勤の先生の中でバスのご利用はお一人いらっしゃったと思いますが、そのほかの先生はご自分の自家用

車並びにタクシーをご利用いただいております。それぞれの事情がございまして、自家用車及びタクシーのご利用ということになります。非常勤の先生につきましては、非常事態が発生した場合につきましては、その前から連絡を取り合いながら、どのような形で対応していただくのいいかということをお協議をさせていただき、場合によっては宿泊先を確保してお泊まりいただくと。かなり長期間になったとしても、その先生との、非常勤ですから、当然いろんな事情があると思いますので、そこはその当事者の先生と調整をさせていただきながら最善の方法を採りたいと思っております。

2点目の借入れにつきましては、当初は一般会計を介してからでしか借入れができないということで、一般会計で予算計上していただき、当院にまた支出していただくという形態を取っておりましたが、取り扱いが変わったということで、直接借入れができるということになったものですから、今回こういった形で変更させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） よく連絡を取って対応していただきたいと思いますが、非常勤の職員の先生についてはということでしたので、ついでに常勤の先生についてはどういうふうになっているかをお聞きしたいと思います。

それと、例えば朝から阿蘇に来れないとなった場合は、先生が足りなくなると思うんですけど、そういった場合の対応とかはどういうふうにされるのか。

その2点、もう一回お願いします。

○議長（藏原博敏君） 事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですが、冬季の積雪とかというのは、今までもございました。その際には、例えば到着時間が遅れるとか、最悪ですね、場合によっては休診ということも過去にあったかと思えます。なお、今回につきましては迂回路使用ということで懸念されるものですから、常勤の先生はですね、市内からのご通勤が現在お二人いらっしゃいますが、あらかじめですね、医師住宅にお泊まり一いただくか、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ちょっとお尋ねをいたします。先ほど一般会計で、衛生費で繰入金についてはお話がありました、ただ今説明もありましたけれども、病院会計で収益的収入とか支出には項目が930万円と出てきますけれども、病院事業会計ですね、この中では3月31日の決算においても、この科目の中には930万円繰り入れというのは出ないわけですね。今までは出ていたような感じがいたしますけれども、計上が必要か、必要でないかをお尋ねしますとともに、その中に9ページの委託料の中で、これも今まであったかもしれませんけれども、法律的顧問料というのは、それは弁護士あたりの相談料かとも思いますけれども、そういうことも必要だろうと思っておりますけれども、今までも計上してあったのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えいたしたいと思いません。

まず、資本的収入の10ページの分ですが、他会計負担金として930万円減額をさせていただきましたので、もちろん決算といたしましても減額ですから計上は出ないこととなります。一般会計の繰入金としていただくというかな、繰り入れていただくことにしております。930万円を減額して、病院が直接起債を借りるということでの今回補正の計上ですね。

2点目の9ページの法律顧問料につきましては、顧問弁護士は阿蘇市の顧問弁護士の方にお問い合わせということも予定しております、別に病院では顧問弁護士を雇用しておりませんが、今年度からですね、医療事故に関しまして調査報告というのをすべての病院に課せられております。実質的に複数件、実際、国に報告すべき案件というのが出てきたのでございますが、その際ですね、どうしても病院としても機動性を確保するために病院独自に顧問弁護士の先生をお願いしとったほうがいろいろ相談とか、事務処理とかですね、家族の方へのご説明とか、そういったところに便利であろうということで、別に病院として顧問弁護士を雇用させていただくことにさせていただきました。その費用でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 一番目の質問は、局長、私の認識の違いもあるかと思えますけれども、収益的収入とか支出では出てきますけれども、決算期の病院の事業会計ではですね、やっぱり繰入金というような形はこの事業会計の中には科目で出ないのかというのを質問しているわけです。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ちょっと私からお答えします。一般会計も、病院会計も、括弧して災害復旧費分というふうにはしていると思います。括弧書きですね。この部分については、一般会計でも、病院会計でも、どこの決算書も出てまいりません。ただし、通常分の繰出金がございますですね。あの部分は、もちろん決算書上は出てまいります。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 市原です。

先ほど谷崎議員の質問の中の答弁の中で、非常勤医師のタクシー通勤という話が出てきましたが、それは週何回ぐらいなのか。タクシーはどこからどこまで乗っているのか、料金はいくらぐらいなのか、わかりますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんです、今回、増額をさせていただいた分につきましては、麻酔科の先生の方でございます、基本的に週2回、熊本大学付属病院から当病院への往復のタクシー代を計上しております。それ以前はですね、お一人1回ということで、その先生につきましては当直をお願いしております。当直明けですね、休みを取らずにその先生も熊大付属病院の先生なんです、ご自分の病院に帰って診

療を行われるということで、当院から今回の災害の迂回路とは別問題といたしまして、当院で当直をしていただき、ずっと救急業務とかですね、入院患者様の診療にあたっていただいた後、休憩を取らずに、また病院にお帰りになって診療を行うということに対しまして、その通勤時の交通事故とか、そういったのが懸念されますので、その先生のご依頼も含めてですね、病院としてタクシーを利用していただき来ていただくということで用意させていただいております。費用に関しましては、おおよそですね、片道1万円、往復で2万円とということに入れていただいております。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16 議案第107号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第16、議案第107号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議案としていただきました議案第107号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてでございます。本件は、旧慣による公有財産使用権の一部を変更したので、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所といたしましては、21ページの図がついておりますところでございます。場所といたしまして、所在地は手野大字北山でございます。地目につきましては、原野でございます。面積が8.75㎡ということで非常に3m×3mぐらいのところでございます。申請者はソフトバンクでございます。目的が無線基地局でございます。それと、期間が議決を得た日からでございますので20年間。年間使用料が1万円でございます。どのようなものか、よく道路沿いに立っておりますアンテナが1個できるということで、約19mぐらいになるかと思いますが、通信の利便性を高めるものでございますので、ご審議方よろしく願います。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第17 陳情第1号 農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について

○議長（藏原博敏君） 日程第17、陳情第1号「農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について」を議題といたします。

陳情書を議会事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○**議会事務局長（石寄寛二君）** 平成28年第4回定例会提出陳情を見ていただきたいと思
います。

陳情第1号、農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について、要望です。阿蘇市議会議
長、藏原博敏様。提出者は、阿蘇土地改良区理事長、本田二男氏。一の宮町土地改良区理事
長、甲斐純一郎氏です。

以上です。

○**議長（藏原博敏君）** ただ今議題となっております陳情第1号につきましては、所管の常
任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。午前中、あと7分ほどございますが、午前中の会議をこの辺で留めた
いと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** それでは、午後の会議を午後1時から再開いたします。

なお、議会事務局からお知らせでありますので、議員の皆さんは全員協議会室にこのまま
お集まりをお願いいたします。金曜日に全員協議会で配布しました資料3をご持参いただき
ますようお願いいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○**議長（藏原博敏君）** 休憩前に引き続き、ただ今から午後の会議を開きます。

ただ今、市長より追加議案等2件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして
議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 異議なしと認めます。よって、報告第14号、議案第108号を議案に
追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○**議長（藏原博敏君）** 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○**市長（佐藤義興君）** それでは、早速平成28年第4回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説
明をさせていただきます。

報告第14号、専決処分の報告について。本件は、平成28年10月27日、阿蘇市一の宮町
中通において発生した公用車の物損事故について、同年11月25日に示談が成立、地方自治
法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの
であります。

議案第108号、平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について。本予算は、第6号補正であ
ります。熊本地震関連死と認定された方のご遺族に対して支給する災害弔慰金及び県営経営

体育成基盤整備事業第4阿蘇地区事業負担金の追加を受け、歳入歳出ともに所要額を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,772万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を315億4,175万1,000円といたしました。

以上、議案2件（報告1件、予算1件）を本日追加して上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、報告第14号「専決処分の報告について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議題とさせていただきました報告第14号、専決処分の報告について説明いたします。

提案理由は、本件は平成28年10月27日、阿蘇市一の宮町中通において発生した公用車の物損事故について、同年11月25日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2ページです。市は、次の通り損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手、記載のとおりの方でございます。

2、事故の詳細、平成28年10月27日午後1時10分ごろ、阿蘇市一の宮町中通786番地付近（熊本シーリング工業株式会社第一工場付近交差点）において、甲が交差点を左折する際、左方からの他車を通過させるため停車していたところ、水道課職員の運転する公用車が、甲の車両後部に接触、甲の所有する車両に損害を与えました。

損害賠償の額、市は甲に対し28万9,240円を支払う。全国自治協会自動車損害保険で支払います。市の過失割合10割でございます。

4、和解事項、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

もう少し事故内容を説明いたします。市役所から軽ライトバンの公用車での石地区の災害現場に行くため、市道下西河原塩井線、幹線道路を中通から小野田方面へ進行中、東岳川の橋を渡って集落を過ぎた先の熊本シーリング工業入口交差点において、軽乗用車と接触事故を起こしました。発生状況としまして、相手方の車と同一方向に後方を進行中、前方不注意の状態を起こし、相手が停車したのに気づくのが遅れたため、ブレーキを踏むとともに左へハンドルを切り、衝突は回避しましたが、相手方の車の左の後方部と公用車の右の前方部が接触しました。今回の事故は、衝突回避できたため双方ともけがはありませんでしたが、一歩間違えれば重大な事故になった可能性もありました。安全運転には再三注意を呼び掛けておりますが、再度徹底し、安全運転に心掛けてまいります。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

追加日程第3 議案第108号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、議案第108号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れ様です。

ただ今、追加で議題とさせていただきました追加分の別冊1になります。議案第108号、平成28年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額に3,772万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ315億4,175万1,000円といたしております。

6ページの歳入につきましては歳出の欄で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。最終ページになります。歳出になりますが、一番上でございます。款3民生費、目1災害救助費の災害弔慰金につきましては、今回4,750万円を増額して5,500万円といたしております。これにつきましては、仮に認定された場合、速やかに支払いができるように、これはあくまでも審査の申し立て件数分でございますが、予算として計上をさせていただいております。なお、財源につきましては4分の3が県負担金という形になります。

次に、款5農林水産業費、目5農地費の県営経営体育成基盤整備事業第4阿蘇地区事業負担金の230万円の増額につきましては、県営の事業費追加によるものでございます。財源につきましては、公共事業債を充当することといたしております。

以上、議案第108号につきましてご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 災害弔慰金ですけれども、まだ審査が残っていると思いますが、残りについては今年中にできれば終わらせていただきたいんですけど、終わりそうですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 災害弔慰金につきましては、現在16名の方が申請をなされております。そのうち6名の方、審査が終わっておりまして、残りが10名になっております。今後の予定といたしましては、12月13日に一度開く予定といたしております。その後、1月、2月、3月ということで、月に1回審査委員の先生方の日程調整した上で対応するようにいたしております。なお、1月、2月、3月までの日程については、もうすべて日程抑えておりま

すので、件数によって速やかに対応できるようには対応したいと考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で議案等の質疑が終わりました。それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第94号から議案第107号まで、陳情第1号、ただ今追加議題といたしました議案第108号をお手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後1時10分 散会